

売却契約約款

(総則)

- 第1条 甲は、仕様書、図面等(以下「仕様書等」という。)に記載の物件(以下「物件」という。)を乙に売り渡すものとし、乙は、その代金を甲に支払うものとする。
- 2 乙は、仕様書等に基づき、この契約を履行するものとし、仕様書等に明示されていない事項でも履行上当然に必要な事項については、乙の負担で履行しなければならない。
- 3 乙は、甲によって特に免除された場合を除いて、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を甲に納付するものとする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約の終了後も、また同様とする。
- 5 この契約に定める請求、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 6 この契約に係る起訴については、甲の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(一般的損害)

- 第2条 この契約の履行に関し契約期間中に発生した損害(第三者に与えた損害を含み、天災事変その他の不可抗力によって生じた損害を除く。)については、乙がその費用を負担するものとする。ただし、その損害(保険その他によりてん補された部分を除く。)のうち、甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(物件の所有権)

- 第3条 物件の所有権は、乙が代金を納付したときに甲から乙に移転するものとする。

(履行期限の延長)

- 第4条 乙は、天災事変その他やむを得ない理由により履行期限内に物件を引き取ることができないときは、その理由を詳記して履行期限延長の願い出をすることができる。
- 2 甲は、前項の願い出を適当と認めるときは、これを承認することができる。
- 3 第1項の願い出は、履行期限内にしなければならない。ただし、甲が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(検査)

- 第5条 甲は、乙が物件の引取りを行う際に検査を行うものとする。
- 2 乙は、甲が指定する日時及び場所において、検査に立ち会わなければならない。ただし、特別な事情により立会いを要しないと甲が認める場合は、この限りでない。
- 3 乙は、前項本文の場合において、検査に立ち会わないときは、その結果について異議を申し立てることができない。
- 4 検査のために乙が要した費用は、全て乙の負担とする。ただし、特殊の検査を必要とするものについては、乙の負担としないことができる。

(遅延違約金)

- 第6条 乙は、履行期限内に物件の引取りを完了しないときは、延滞日数1日につき延滞部分に対する違約金として契約金額(履行部分がある場合は契約金額から、単価契約の場合は発注金額から、既履行分の検査合格部分に対する額を控除して得た額又は延滞部分に係る契約の内訳金額が明示されている場合はその額)に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額(閏(じゅん)年の日を含む場合でも1年を365日と

して計算して得た額)を甲に納付しなければならない。

(契約不適合責任)

第7条 甲が引き渡した物件が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであっても、甲は、その不適合について責任を負わないものとする。

(契約代金等の支払)

第8条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定期日までに契約代金を支払わなければならない。

2 乙は、前項の指定期日までに支払をしないときは、指定期日の翌日から支払をした日までの日数に応じて、未支払金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が定める率を乗じて得た額(閏(じゅん)年の日を含む場合でも1年を365日として計算して得た額)を甲に支払うものとする。

(契約内容の変更等)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物件の引取りを中止させることができる。

(契約保証金の変更)

第10条 前条の規定により契約金額に増減が生ずるときは、その増減の割合に応じて契約保証金の額を変更し、甲は、乙にその差額を納入させ、又は還付するものとする。

(合意解除)

第11条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、第9条に規定する引取りの中止期間が引続き3か月以上に及ぶときは、甲と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前2項の場合において、甲は、乙の請求により契約保証金を還付するものとする。

(甲の解除権等)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき、契約履行の着手を延ばしたとき。

契約解除の申出をしたとき。

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると判明したとき。

この契約条項及び仕様書等に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は甲に帰属する。

前項の規定により、この契約が解除されたとき。

乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由により乙の債務について履行不能となったとき。

3 次に掲げる者がこの契約を解除したときは、前項第2号の規定に該当するものとみなす。

乙について破産手続開始の決定があった場合における破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

乙について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

乙について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法(平成11年法律

第225号)の規定により選任された再生債務者等

- 4 第2項各号の規定のいずれかに該当する場合(前項の規定により、第2項第2号の規定に該当するものとみなされる場合を含む。)において、契約保証金の納付がないときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額(履行部分がある場合は契約金額から、単価契約の場合は発注金額から、既履行分の検査合格部分に対する額を控除して得た額の100分の10に相当する額)を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 甲は、乙が正当な理由によって契約の解除を申し出たときは、第2項及び前項の規定を適用しないことができる。
- 6 第1項から第3項までの規定による契約解除は、第6条の規定による遅延違約金の徴収又は損害賠償の請求を妨げない。

(相殺)

第13条 甲は、第2条本文、第8条又は前条第4項若しくは第6項の規定により乙から取得することができる金額があるときは、契約保証金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利の譲渡等)

第14条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(消費税等)

第15条 この契約における取引が消費税法(昭和63年法律第108号)上の課税の対象である場合は、表記契約金額に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含むものとする。ただし、単価契約については、表記単価に「取引に係る消費税及び地方消費税の額」を含まないものとする。

- 2 前項の「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により算出した金額とし、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」欄にその金額を記載するものとする。ただし、単価契約にあつては、その記載を省略することができる。

(適合車両の使用)

第16条 乙は、この契約の履行のため車両を使用し、又は使用させる場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(平成12年東京都条例第215号)のほか、各道府県の同様の条例の規定に適合する車両(同条例による適用猶予車両を含む。)を使用しなければならない。

(法令等の遵守)

第17条 甲及び乙は、この契約の履行に当たっては、日本国の法令及び墨田区契約事務規則(昭和39年墨田区規則第11号)その他の関係規程を遵守しなければならない。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第18条 暴力団等排除に関する特約条項については、別に定めるところによる。

(疑義の決定等)

第19条 この契約条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。